

令和2年度 第1回 市民福祉総合政策学識者会議での論点整理

1 市民福祉総合政策学識者会議における議論の方向性について(案)

- これまでの市民福祉総合政策学識者会議（以下「学識者会議」という。）の議論を概括的にとらえると、まずは**行政を中心とした分野間での連携を進めることが必要**との意見が多くみられた。
- こうした中で、令和2年6月12日に公布された「重層的支援体制整備事業」の創設を柱とする社会福祉法等の改正法（令和3年度施行）では、新たに地方公共団体は「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備（第6条関係）」に努めることが規定された。
- この包括的な支援体制を整備するために、改正法において「重層的支援体制整備事業（地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業）」の積極的な実施が規定され、事業実施にあたっては、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等の既存の相談支援機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めることとされた。（第106条の4関係）
- 社会福祉法に位置づけられた包括的な支援体制を構築する上では、まずは福祉分野ごとに整備されてきた相談支援体制間の連携が必要となるため、学識者会議において支援窓口を中心とした連携方策についての審議を深めていただく中で、今回の新たな法改正に対応した本市の包括的支援体制に資する提言につなげていただきたい。

(参考)重層的整備事業について

- 平成29年の社会福祉法の改正に伴い、平成30年4月1日より包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされた。また改正後の法の附則の中で、公布後3年（令和2年）を目途として、包括的支援体制を全国整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされた。
- これを踏まえ、国では包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策の検討を進めるために、有識者による「地域共生社会推進検討会」が開催され、令和元年12月26日に最終とりまとめとして報告書が示された。
- この報告書では、地域住民の複合化・複雑化する支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、次の3つの支援を内容とする新たな事業の創設を行うべきとされた。
 - ① 断らない相談支援(本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援)
 - ② 参加支援(本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援)
 - ③ 地域づくりに向けた支援(地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援)

2 本市における包括的な支援体制の構築に向けた課題整理(案)

学識者会議の審議において「相談支援体制の現状認識が行政内部においても異なり、その認識を職員同士の意見交換を通じて明らかにすることで課題を把握していきたい」といった意見を踏まえ、意見交換を行う上での課題認識を共通化するために、次のとおり論点整理を行った。

論点整理①(複合的な課題の増加と支援の長期化)

- 近年、本市においても、ひきこもり状態にある者の長期化・高年齢化により、これまで隠れていた8050問題の顕在化とともに、高齢化を背景として、ごみ屋敷や多頭飼育問題、虐待などの複合的な課題を抱えた事例が増加している。
- これらの事例は、家庭内に潜在していたり、本人、家族が支援に拒否的であるなどの理由により、早期の支援につながらないことも多く、その結果、課題が深刻化、複合化し、支援の長期化、困難化につながることも少なくない。

論点整理②(多職種やインフォーマルな社会資源との連携の不足)

- 複合化した課題の早期発見・支援には様々な分野の専門職による多職種連携とともに、インフォーマルな社会資源（企業や地域団体等）との連携が必要となる。
- 南北2カ所の保健福祉センター（平成30年1月設置）では保健福祉の連携が進められているものの、複合的な課題を抱えるケースの支援の長期化が課題となっている。
- 一方で、関係機関や民生児童委員、地域団体からは行政の取組がわからない、支援に必要な情報が得られないといった声も聞かれるなど、庁外の関係機関や地域団体との連携による支援は十分とはいえない。（生活困窮者自立支援法の改正にともない、多機関や地域住民・団体と協働するために個人情報共有する仕組みが制度化（支援会議）されたが、十分に活用されていない。R1実績:6回（5事例）開催）
- これらの理由としては、保健福祉センター等の職員の
 - ① 他分野の専門知識不足、
 - ② 多機関等協働による支援への理解・経験不足、
 - ③ 多機関との調整にかかる負担感、
 - ④ 課題が複合化している場合に主担当がすぐに決まらない（①～③の理由による）ことが考えられる。

論点整理③(複合的な課題に対する情報共有・調整機能の不足)

- 障害者、高齢者、児童分野それぞれにおいては、複合的な課題や支援困難ケースの支援や調整機能を担う基幹的機能として、
 - ・ 障害者支援では南北保健福祉センターの「南部・北部障害者支援課（2カ所）」、

- ・ 高齢者支援では本庁の「包括支援担当課」、
 - ・ 児童支援では、いくしあ（子ども家庭総合支援拠点）の「こども相談支援課」が担っている。
- また、本市の南北保健福祉センターでは、保健と福祉が連携した保健福祉の総合相談機能を担うこととなっており、センターの「南部・北部福祉相談支援課」は生活困窮者自立相談支援機関として、生活保護受給世帯を除いて対象を限定しない相談対応、各関係機関との調整を、生活保護受給世帯については、南北の保健福祉管理課（保護第1・第2担当課）が相談から生活保護決定、自立支援等を行っている。
- 現在、これらの機関は必要に応じて連携してはいるものの、
- ① 年齢等の受給要件に応じて制度対象から外れ、窓口やサービスが移行した場合に、これまでの支援情報が継続的に支援に活かされないことや、
 - ② 8050問題などの複合的な課題に対しては、各機関が認識する課題を中心にした検討が行われ、世帯全体での支援の意識が希薄であること、
 - ③ ①②の理由により、必要な支援関係者との連携が行われなかったり、課題ごとに検討が行われることで会議開催回数や調整が増えるなど、関係機関、関係者等の負担につながること、
 - ④ 南北保健福祉センター内に、高齢者支援を担う「包括支援担当課」が設置されていないことで総合相談機能としては十分ではないことなどの課題が考えられる。
- 加えて、庁外の機関からは、複合化する課題への対応には様々な窓口や制度が関係するため、どこの窓口と連携する必要があるのか把握しにくいといった課題がある。

論点整理④(専門的な人材の確保・育成)

- 人口減少により労働人口が減少する一方で、高齢化等による福祉ニーズが高まる中、福祉を担う人材の確保・育成が急務となっている。特に、各福祉分野の専門性の高い相談支援を担う人材の確保は重要となっている。
- 加えて、今後ますます増えることが予想される複合的な課題への対応に向け、フォーマル・インフォーマルな社会資源を支援に結び付けるためには、分野ごとの専門性の高さに加え、特定の分野だけに限定しない幅広い知識や経験をもった人材の効率的、効果的な育成が必要となっている。

以上